

公表用	

令和6年7月

## 第13回 行橋市農業委員会総会議事録

令和6年7月10日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和6年7月10日 午前10時開会
2. 開催場所 行橋市役所 東棟501会議室
3. 農業委員出欠者の状況

出席委員 13 名  
 欠席委員 0 名

議席	氏名	出欠
6	船津 鎮男	出
13	吉村 郁子	出
8	藤川 放作	出
11	大田 完治	出
12	長城 彰	出
7	西村 直仁	出
1	西本 一美	出
2	石本 浅夫	出
9	繁永 國廣	出
5	川本 博	出
3	松本 功	出
4	富田 和重	出
10	沼口 宣寛	出

4. 農地利用最適推進委員の出席者 0 名
5. 傍聴者 0 名
6. 議事内容

議案第50号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第51号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第52号	農地法第5条の規定による許可申請について
報告第8号	非農地証明について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	井上 栄輔
農地係長	宮崎 崇文

会長	出席者 13 名で定足数に達していますので、これより、第 13 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。 会議に先立ちまして、行橋市農業委員会憲章を朗読いたします。 －委員・事務局朗読－
会長	それでは、会議にはいる前に、先の 6 月議会で新たに農業委員として選任されました新しい委員の方がいらっしゃいますので、一人ずつ簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。私が名前をお呼びしますので、自己紹介をお願いします。初めに、藤川委員 お願いします。
藤川委員	この度農業委員に選任されました藤川と申します。金屋で合鴨農法を行っております。微力ではございますが、行橋市の農業を発展していければと思っております。よろしくをお願いします。
会長	次に、富田委員 お願いします。
富田委員	この度農業委員に選任されました富田と申します。吉国の方で農業をしております。行橋市の発展のためには農地を守り一次産業である農業を発展させ、市の発展には農業だけでなく工業の発展も必要だと思っております。この 2 つに農業者の目線から関わっていけたらと思っております。よろしくをお願いします。
会長	最後に、暫定委員として、これまでも農業委員として活動をしていただいておりますが、議会により改めて選任されましたので、西本委員からも自己紹介をお願いします。
西本委員	この度農業委員に選任されました西本です。農業委員を 5 期務めてきた経験を活かし、行橋市の農業発展のために頑張りたいと思っております。よろしくをお願いします。
会長	ありがとうございました。なお、稗田地区につきましては、松本委員に引き続きお願いしておりますので、私からご報告させていただきます。それでは、会議にはいります。議案の採決につきましては、前回同様、議案ごと一括して採決を行いたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 50 号から議案第 52 号までの 3 件を一括上程し審議しますので、よろしくをお願いします。最初に、議案第 50 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 50 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 6 年 7 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本 浅夫。記、1 申請人、■■■■。以下 3 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に、仲津地区の 1 件について地区委員より報告願います
大田委員	仲津地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。物件の表示は、大字稲童■■■■、田、551 m <sup>2</sup> 、外 2 筆、計 1,060 m <sup>2</sup> 。

<p>会長 繁永委員</p>	<p>譲渡人は、北九州市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。</p> <p>最後に、今川地区の2件について地区委員より報告願います</p> <p>今川地区2件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号2番。物件の表示は、大字大野井■■■■、田、1,453㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号3番。物件の表示は、大字矢留■■■■、田、1,772㎡、外2筆、計2,195㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。</p>
<p>会長</p>	<p>報告が全て終わりました。3条関係全般について、ご質疑ありませんか。</p> <p>－質疑なし－</p>
<p>会長</p>	<p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第50号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>－全員挙手－</p>
<p>会長</p>	<p>全員賛成と認めます。よって、議案第50号、農地法第3条の規定による許可申請3件については、許可することに可決決定いたしました。次に、議案第51号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>朗読します。議案第51号。農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和6年7月10日提出、行橋市農業委員会、会長、石本 浅夫。記、1申請人、■■■■。以下2件。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>議案の朗読が終わりました。それでは、審査の経過ならびに結果の報告を願い、審議してまいりたいと思います。最初に、稗田地区の1件について地区委員より報告願います。</p>
<p>川本委員</p>	<p>稗田地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号1番。申請人は、京都郡みやこ町■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字上稗田■■■■、畑、140㎡、大字上稗田■■■■、田、565㎡、大字上稗田■■■■、田、1,256㎡、大字上稗田■■■■、田、1,124㎡、大字上稗田■■■■、田、782㎡、大字上稗田■■■■、田、160㎡、大字上稗田■■■■、田、701㎡、大字上稗田■■■■、田、661㎡の8筆で、計5,389㎡。その他として農地外55㎡を含みます。転用理由として</p>

	<p>は、農地改良を行い畑にするものです。内容は、農地改良 5,444 m<sup>2</sup>です。資金計画は自己資金で、実効性あり。周辺への被害はなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。書類等完備しており、10ha 未満のその他 2 種であり、地区審査においては許可相当となっております。場所は別紙を参照ください。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>最後に、延永地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p>
<p>富田委員</p>	<p>延永地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 2 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示、大字二塚■■■■、畑、167 m<sup>2</sup>。転用理由としては、敷地拡張するものです。内容は、敷地拡張 167 m<sup>2</sup>です。周辺への被害はなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。実行ずみのため始末書が添付されています。書類等完備しており、10ha 未満のその他 2 種農地であり、地区審査においては許可相当となっております。場所は別紙を参照ください。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>報告が終わりました。4 条関係全般についてご質疑ありませんか。 －質疑なし－</p>
<p>会長</p>	<p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。 議案第 51 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－</p>
<p>会長</p>	<p>全員賛成と認めます。よって、議案第 51 号、農地法第 4 条の規定による許可申請 2 件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第 52 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>朗読します。議案第 52 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 6 年 7 月 10 日提出、行橋市農業委員会、会長、石本 浅夫。記、1 申請人、■■■■。以下 5 件。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>議案の朗読が終わりました。最初に延永地区の 1 件について審議し、他の地区については一括して審議してまいりたいと思います。まず、延永地区の 1 件についてですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により富田委員の退室を求めます。 －富田委員退室－</p>
<p>会長</p>	<p>延永地区 1 件について地区担当職員より報告願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>延永地区の 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 5 番。申請人は神奈川県■■■■、■■■■さんです。土地の表示は大字延永■■■■、田、1,045 m<sup>2</sup>、大字延永■■■■、田、624 m<sup>2</sup>、大字延永■■■■、田、1,064 m<sup>2</sup>、大字延永■■■■、田、1,431 m<sup>2</sup>、大字延永■■■■、田、1,996 m<sup>2</sup>、大字延永■■■■、田、475 m<sup>2</sup>、大字延永■■■■、</p>

	<p>田、82 m<sup>2</sup>、大字延永■■■■■、田、1,293 m<sup>2</sup>、の8筆で計8,010 m<sup>2</sup>。所有者は行橋市■■■■■、■■■■■さん、行橋市■■■■■、■■■■■さん、行橋市■■■■■、■■■■■さん、行橋市■■■■■、■■■■■さん、行橋市■■■■■、■■■■■さん、埼玉県本庄市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、事務所・倉庫・工場・駐車場を設置するものです。事務所1棟268 m<sup>2</sup>、倉庫1棟720 m<sup>2</sup>、工場1棟1,200 m<sup>2</sup>、駐車場482.56 m<sup>2</sup>、その他5,339.44 m<sup>2</sup>。資金計画は自己資金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。地区審査の結果、書類等完備しており、10ha未満のその他2種農地であり、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
会長	<p>報告が終わりました。延永地区の1件についてご質疑ありませんか。 －質疑なし－</p>
会長	<p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。 延永地区の1件について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－</p>
会長	<p>全員賛成と認めます。ここで、富田委員の入室を求めます。 －富田委員入室－</p>
会長	<p>次に、泉地区の2件について地区委員より報告願います。</p>
西本委員	<p>泉地区2件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号1番。申請人は行橋市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は南泉七丁目■■■■■、畑、148 m<sup>2</sup>、南泉七丁目■■■■■、田、284 m<sup>2</sup>、2筆計432 m<sup>2</sup>。所有者は、大分県大分市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由は、売買契約で所有権を移転し、駐車場及び資材置場を設置するものです。隣接地に城戸さんが経営する会社の事務所があります。駐車場60 m<sup>2</sup>、資材置場372 m<sup>2</sup>。資金計画は自己資金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書が添付されています。場所は別紙を参照ください。地区審査の結果、書類等完備しており、10ha以上の広がりのある第1種農地ですが、集落接続の例外規定に該当し、地区審査においては許可相当とされています。次に、地区番号2番。申請人は行橋市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は東泉四丁目■■■■■、田、989 m<sup>2</sup>。所有者は行橋市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由は、使用貸借契約で使用貸借権を移転し、資材置場を設置するものです。資材置場504 m<sup>2</sup>、駐車場52 m<sup>2</sup>、倉庫1棟12 m<sup>2</sup>、その他421 m<sup>2</sup>。資金計画は自己資金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書が添付されています。すでに一部造成されているため始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。地区審査の結果、書類等完備しており、10ha以上の広がりのある第1種農地ですが、集落接続の例外規定に該当し、地区審査において</p>

<p>会長 繁永委員</p>	<p>は許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。 最後に、今川地区の2件について地区委員より報告願います。 今川地区2件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号3番。申請人は大分県中津市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は大字大野井■■■■、田、1,742㎡、大字大野井■■■■、田、161㎡、大字大野井■■■■、田、91㎡、3筆計1,994㎡。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由は、売買契約で所有権を移転し、共同住宅を建築するものです。共同住宅2棟412.88㎡、駐車場367.20㎡、その他851.22㎡、県道予定地362.70㎡。資金計画は借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書が添付されています。場所は別紙を参照ください。地区審査の結果、書類等完備しており、10ha以上の広がりのある第1種農地ですが、集落接続の例外規定に該当し、地区審査においては許可相当とされています。続きまして、地区番号4番。申請人は佐賀県鳥栖市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は大字大野井■■■■、田、2,057㎡。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由は、売買契約で所有権を移転し、共同住宅を建築するものです。共同住宅3棟590.76㎡、駐車場387.50㎡、その他1,078.74㎡。資金計画は借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書が添付されています。場所は別紙を参照ください。地区審査の結果、書類等完備しており、10ha以上の広がりのある第1種農地ですが、集落接続の例外規定に該当し、地区審査においては許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
<p>会長</p>	<p>報告が全て終わりました。5条関係全般についてご質疑ありませんか。 ー質疑なしー</p>
<p>会長</p>	<p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。 議案第52号の延永地区を除く4件について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 ー全員挙手ー</p>
<p>会長</p>	<p>全員賛成と認めます。よって、議案第52号、農地法第5条の規定による許可申請5件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、報告第8号、非農地証明の申請について事務局に朗読を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>朗読します。報告第8号、非農地証明について。非農地証明の申請が下記の者よりなされ、現地確認のうえ専決により証明を交付したので、本会に報告する。令和6年7月10日提出、行橋市農業委員会、会長、石本浅夫。1記、申請人、■■■■、■■■■、以下1件。①■■■■、■■■■。土地、大字蓑島■■■■。理由、当該農地は20年以上住宅の敷地となっており、農地として復元することが困難なため。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>朗読が終わりました。只今の報告について、ご質疑ございませんか。</p>

－質疑なし－

会長

ないようですので、質疑を終了します。以上で、今回提案いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。最後に、本日の署名委員を指名いたします。1番、西本委員、3番、松本委員に署名願います。以上で、本日の総会は、すべて終了いたしました。これをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。